

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

知事等の給与の特例に関する条例

1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、令和二年六月一日から令和二年十一月三十日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別職給与条例第三条第二項並びに特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）第二条及び第三条の規定により知事等に支給する手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職給与条例第三条第一項第五号の規定による額とする。

3 特例期間における知事の期末手当については、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（知事等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 知事等の給与の特例に関する条例（平成二十二年広島県条例第四十号）は、廃止する。